

# 大分県クリハラリス防除実施計画

令和7年2月

大分県、別府市

## 目次

- 1 計画策定の背景と目的
  - (1) 背景
  - (2) 目的
- 2 特定外来生物の種類
- 3 防除を行う区域
- 4 防除を行う期間
- 5 現況
  - (1) 生息状況
  - (2) 被害状況
- 6 防除の目標
- 7 関係法令等への対応
- 8 防除の方法
  - (1) 捕獲の実施
    - ア 捕獲の方法
    - イ 捕獲従事者
    - ウ 捕獲の際の留意事項
  - (2) 捕獲個体の取扱
  - (3) その他
- 9 合意形成
- 10 推進体制

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

クリハラリス（別名タイワンリス）は、東南アジア一帯に広く分布するリスの一種である。頭胴長 20～26 cm、尾長 15～20 cm、体重 200～400g 程度の大きさであり、雑食性で、植物の果実・種子、鳥類の卵、雛、昆虫等を食べる。

元々日本には生息していなかった外来生物であり、国内には天敵が少ないため増えやすい。このためこれを放置すると、生態系や農林業に甚大な被害を与えるおそれがある。

クリハラリスは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物」に指定され、飼育、保管、運搬、輸入、譲渡し等（売買を含む）及び野外への放出などが原則として禁止されている。

県内では、これまで離島の高島（大分市）でのみ生息が確認されており、別府市においては、文献「別府の自然 1994」が執筆されるにあたり行われた調査においてもクリハラリスの存在は確認されていなかった。しかし、令和 3 年 1 月及び令和 4 年 1 月に別府市内に設置されたセンサーカメラに種不明のリスが写ったため、同年 7 月から NPO 法人による生息状況調査が開始された。令和 5 年 1 月に NPO 法人が捕獲に成功し、宮崎大学が DNA を分析したところ、このリスが特定外来生物クリハラリスであることが確認された。また、その後の調査により、既に繁殖しており定着状態にあることも確認された。九州においては、これまで確実な定着と繁殖の確認は離島や半島部に限られており、積極的な対策を講じたことで、根絶に近い状態まで防除された地域がある。別府市における確認地域は半島部等ではなく、早期に対策を講じなければ、今後、生息数の増大、分布の拡大により、本県に限らず九州全体の生態系や、例えば県内で多く栽培される柑橘類への食害、ホダ木を削り昆虫を食べることによるシイタケ栽培への影響等、農林業に甚大な被害を及ぼすおそれがある。さらに、隣接する阿蘇くじゅう国立公園への侵入のおそれも高く、これを防止することは喫緊の課題である。

県と別府市は、令和 5 年度を初年度として、専門家の助言のもと、クリハラリスが確認された範囲を中心に生息状況調査（食痕調査、自動撮影調査）、捕獲作業を実施した。調査範囲内では広範囲に食痕が確認されたため、センサーカメラを活用して生息を確認し、可能な限り個体を捕獲した。また、専門家、別府市、NPO 法人、行政等関係機関が連携し、生息状況、効果的な捕獲方法等の情報共有を行うなど、連携し防除体制を構築し、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度の 2 カ年で合計 37 頭の防除に成功した。

なお、クリハラリスが確認された地域の一部である「別府ラクテンチ周辺の森」にはシイ林がみられ、林内には胸高幹囲が 200 cm を超えるシイヤクスノキが生育するなど自然の森を身近に感じることができる貴重な場所となっている。本県独自の制度であ

る「おおいたの重要な自然共生地域」に選定された地域でもあり、豊かな自然環境を未来につなぐためにも早期の防除が必要と考えられる。

※おおいたの重要な自然共生地域：生物多様性豊かな優れた自然を保った場所として選定した地域

## (2) 目的

クリハラリスは日本では天敵が少なく繁殖力が強いため、個体数が増加しやすく、生態系や農林業に甚大な被害を及ぼすおそれがある。対策の遅れは、繁殖の機会を増やし、防除に係る時間・労力・経費の増大につながる。このため、クリハラリスの分布域の拡大を防ぐためには、早急に生息状況を把握し、防除することが必要である。

令和4（2022）年度の外来生物法の改正により、都道府県には同法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務がなくなり、防除の内容をインターネット等で公示し、主務大臣に通知することで、防除を行うことが可能となった。だが、「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4年9月20日閣議決定）では、計画的な防除について、「適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り防除実施計画を作成し実行する」ことが定められている。

また、外来生物法の改正では、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に必要な措置を講ずる（市町村は「講ずるよう努める」）こと、事業者及び国民はそうした被害の防止に関する施策に協力することも定められた。

以上を踏まえ、クリハラリスの根絶に向けた早期対策を実施するため、大分県クリハラリス防除実施計画を策定する。

## 2 特定外来生物の種類

クリハラリス *Callosciurus erythraeus*

## 3 防除を行う区域

大分県別府市を中心とする大分県全域

## 4 防除を行う期間

令和7（2025）年4月1日から令和14（2032）年3月31日まで（7年間）

## 5 現況

### (1) 生息状況

令和5年度に大分県が別府市において実施した生息状況調査により、クリハラリスは、別府市乙原地区、朝見地区、浜脇地区、小鹿山東麓周辺において生息が確認された。

令和5年度末までの捕獲状況等については、表1と図1に示す。

北部：現時点では確認がないため、情報の取得に努める

中部：別府市で確認された個体について防除を行い封じ込みを図る

西部：現時点では確認がないため、情報の取得に努める

南部：現時点では確認がないため、情報の取得に努める

表1-1 令和5年度大分県による捕獲個体一覧

No	捕獲日	性別	成/幼
1	2024/1/14	雌	成獣
2	2024/1/17	雌	成獣
3	2024/1/29	雌	成獣
4	2024/2/14	雌	成獣
5	2024/2/24	雌	成獣
6	2024/3/25	雄	成獣
7	2024/3/25	雌	成獣

表1-2 令和5年度別府市による捕獲個体一覧

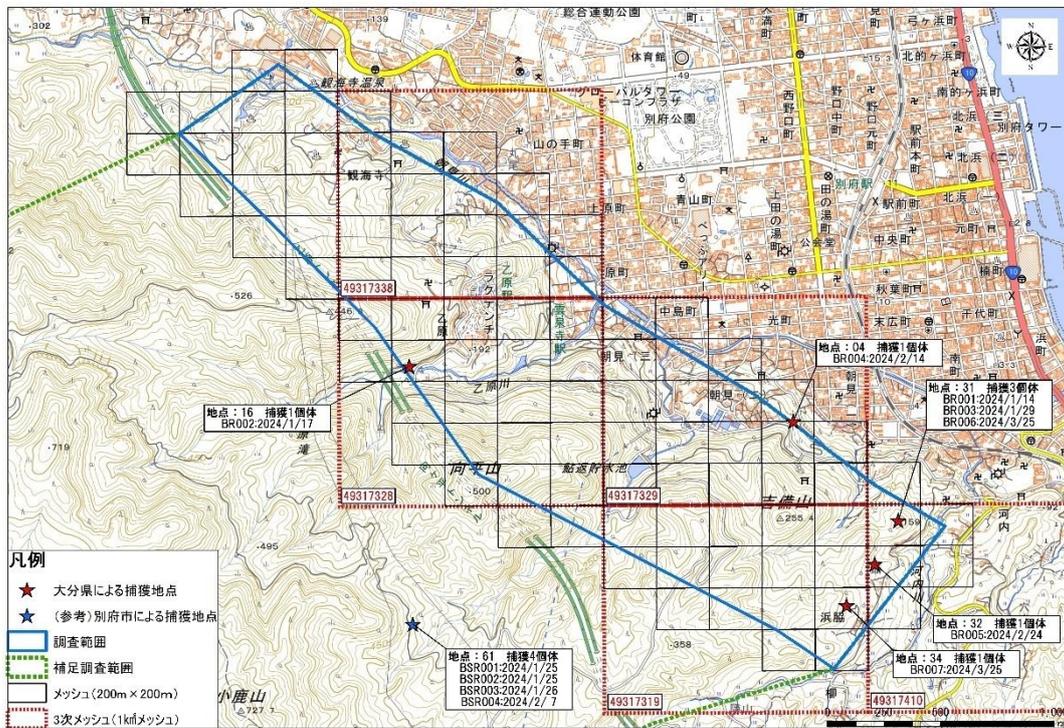
No	捕獲日	性別	成/幼
1	2024/1/25	雄	成獣
2	2024/1/25	雌	成獣
3	2024/1/26	雌	成獣
4	2024/2/7	雄	成獣

表1-3 NPO法人による捕獲個体一覧（R4～R5）

No	捕獲日	性別	成/幼
1	2023/1/11	雌	成獣
2	2023/1/23	雄	成獣
3	2023/2/11	雄	成獣
4	2023/2/27	雌	成獣
5	2023/3/14	雌	成獣
6	2023/3/18	雌	成獣
7	2023/3/19	雌	成獣
8	2023/3/20	雌	成獣
9	2023/3/24	雄	成獣
10	2023/3/24	雄	成獣

11	2023/3/27	雄	成獣
12	2023/4/1	雌	亜成獣
13	2023/4/2	雌	成獣
14	2023/4/6	雄	成獣
15	2023/4/7	雌	亜成獣
16	2023/4/8	雌	成獣
17	2023/4/12	雌	成獣
18	2023/4/12	雄	亜成獣
19	2023/4/14	雌	成獣
20	2023/4/17	雌	亜成獣
21	2023/4/17	雄	亜成獣
22	2023/4/18	雌	成獣
23	2023/4/20	雄	成獣
24	2023/4/21	雄	亜成獣
25	2023/5/5	雄	成獣
26	2023/5/17	雌	亜成獣

図-1 令和5年度におけるクリハラリス捕獲位置図



## (2) 被害状況

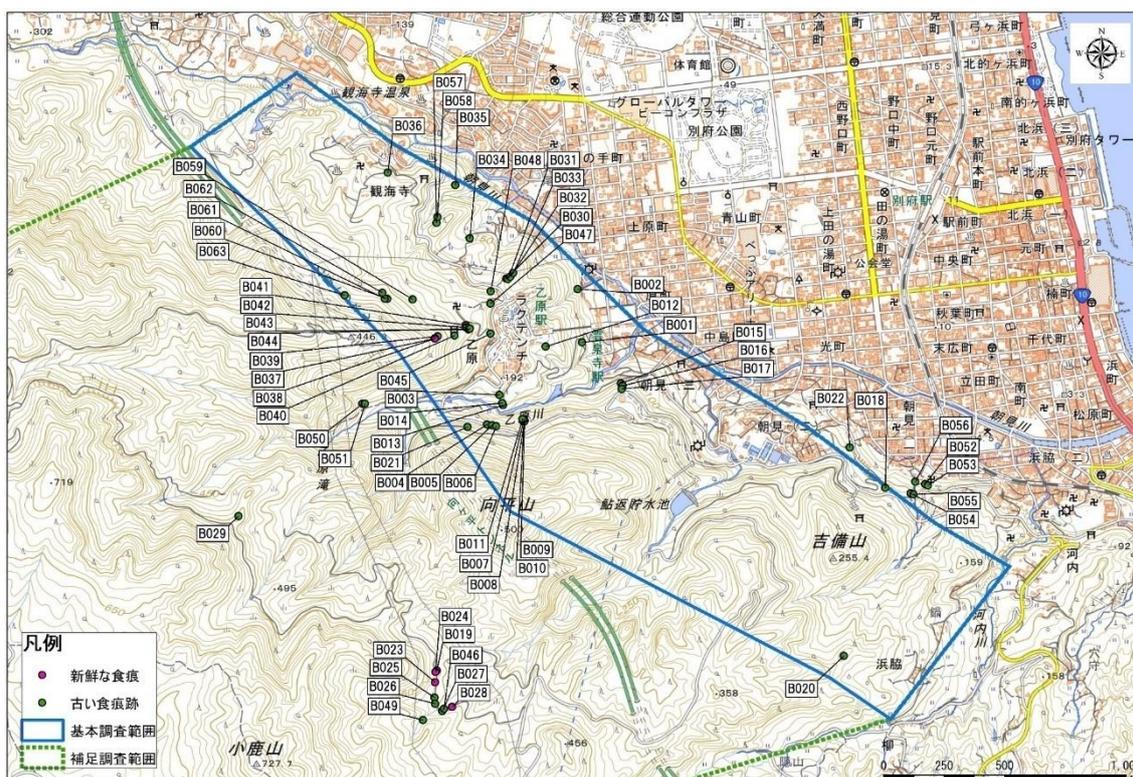
令和5年度に本県が実施した食痕調査では、63箇所で食痕が確認され、小鹿山東麓では、新鮮な食痕が確認されラクテンチ周辺の乙原地区と朝見地区では多くの食痕が確認された。

食痕が確認された樹種は、その多くがヤブツバキであった。その他少数ながらクロガネモチ、クマノミズキ、タブノキ、ヒサカキ等でも確認された。

なお、令和6年11月現在、農林水産物への被害は報告されていない。ただし、樹木への食痕が確認されていることなどから、生息密度が高いエリアがあり、一定の生態系への影響が生じているものと推定される。

食痕の確認位置を図2に示す。

図-2 令和5年度におけるクリハラリス食痕確認位置図



## 6 防除の目標

特定外来生物被害防止基本方針には「野外に遺棄又は逸出をした特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除することが被害を防止する上で効果が高い。」とされている。

本県においても他地域に分布が拡大する前に防除を行い、封じ込みを図るとともに、最

最終的には地域根絶を目指す。封じ込めにあたっては、既知の生息地の周辺部において生息状況のモニタリングを行い、クリハラリスが発見された場合には個体を捕獲する。

## 7 関係法令等への対応

クリハラリスの捕獲を行うためには、外来生物法に基づく防除又はと鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）による捕獲許可が必要である。本計画においては、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の公示」を行い外来生物法に基づく防除として防除を実施する。

## 8 防除の方法

### (1) 捕獲の実施

県と市町村が実施主体となり、地方公共団体や地域住民、関係団体の協力を受け、実施する。防除方法については、モニタリングの実施や有識者ヒアリングを行い、科学的知見に基づき、効果的に防除を行う。

#### ア 捕獲の方法

原則として「箱わな」を用いて行う。わなはクリハラリスの生息や被害が確認又は想定された地点の周辺に設置する。

なお、設置する箱わなには、見やすい場所に、外来生物法に基づく防除を実施している旨、対象とする特定外来生物の種類並びに実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示する。（様式 1）

#### イ 捕獲従事者

捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、鳥獣保護管理法のわな免許を有する者及び免許非所持者で、県及び市町村が開催するクリハラリスの防除に関する講習会（以下、「防除講習会」という。）を受講し、捕獲従事者証を所持している者とする。（様式 2）

県及び市町村は、防除講習会を開催する。受講者は、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者とみなし、捕獲に従事することができる。また、防除講習会では受講者に対して、防除の内容を示し、防除実施計画書の内容を遵守させる。

また、県及び市町村は、捕獲従事者台帳を作成し、適切に管理する。（様式 3）

捕獲従事者は、防除実施の結果をすみやかに大分県知事及び各市町村長に報告しなければならない。（様式 4）

#### ウ 捕獲の際の留意事項

##### ① 錯誤捕獲、事故の防止

設置した箱わなによる錯誤捕獲や事故を防ぐため、定期的な巡視または捕獲報

知器等による常時把握を行う。

在来種の錯誤捕獲があった際は、速やかに放逐する。死亡していた場合は、鳥獣保護管理法の担当行政機関に連絡する。

なお、特定外来生物であるアライグマが錯誤捕獲された場合は、放逐せず、狩猟免許を取得している者及びアライグマに係る捕獲従事者により法に従って適切に処理するか、市町村へ連絡する。

## ② 事前周知

捕獲の実施について、事前に関係する地域住民等へ周知することとする。

## ③ 書類携帯

捕獲従事者は、防除活動を行う際、箱わなを使用する場合は「(様式1) 箱わな標識」並びに県及び市町村が発行する従事者証(様式3)を携帯するとともに第三者に防除の公示を示せる状態にしておく。従事者証を携帯することが困難な場合は、各防除現場の責任者が従事者証の写しを携帯すること。

## ④ 生態系への影響

本防除による成果としては、およそ100頭程度の捕獲が想定される。他方、地域の生態系への影響としてネズミ類(ヒメネズミ等)やテンの錯誤捕獲が懸念されるが、誘引餌としてクリを用いる工夫によりテンの錯誤捕獲の可能性は低い。また、捕獲報知器等の活用あるいは適正な巡視の実施により速やかに放逐が可能であるため、生態系への影響を最小化することができると考えられる。このため、防除による生態系被害等の防止の効果は十分に大きいものと予想される。

## ⑤ 鳥獣に関する取り扱い事項

防除予定地域は、現時点ではヤマネ(国指定天然記念物)の既知の分布域と重なっていない。万一、ヤマネの生息が確認された場合には、いったん当該区域での捕獲活動を停止し、ヤマネの錯誤捕獲を防止する方法を検討する。

別府市における箱わなとクリを用いた過去の防除の実績によれば、防除の対象種以外の鳥獣の捕獲の頻度は十分に低く、当該鳥獣を誘引することによる被害の発生はないと考えられる。

なお、鳥獣保護法に規定する事項については次のとおりとする。

- ・鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

- ・鳥獣保護管理法施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 10 条第 3 項第 10 号から第 13 号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第 35 条第 1 項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による捕獲は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。

## （2）捕獲個体の取扱

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えないように炭酸ガス等を用いて殺処分（安楽殺）を行う。殺処分後は、焼却等により適切に処理をするか、博物館・大学等に寄贈し学術研究に供する。

捕獲個体は捕獲実施主体である県及び市町村の責任のもと適切に処分し、捕獲従事者や第三者による個人的な持ち帰りや野外への放置等のないようにする。

## （3）その他

その他、防除の実施にあたっては関係法令を遵守するとともに特定外来生物防除実施要領に定める事項に配慮して実施する。

## 9 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努める。特に、防除を行う地域の土地所有者や施設管理者等に対しては、必要に応じて防除実施内容等の周知を行う。

## 10 推進体制

計画の実施にあたっては、県及び市町村を防除主体として、地域住民、関係団体等と協力して実施する。

市町村は、外来生物法第 17 条の 4 の規定に基づく「国の確認」を受けることで、外来生物法に基づく防除を行うことができる。なお、市町村が県と共同で本計画に係る防除の一部を行う場合、「国の確認」を受ける必要はなく、市町村が本計画に係る防除を行うことに同意し、県がその旨を公示することで防除を行うことができる。生息状況に応じて市町村において防除が行えるよう連携を図りながら進めていく。

県及び市町村は、今後の生息状況、捕獲状況に応じて、適宜本計画を見直すものとする。